

4 経営第2279号  
令和4年12月26日

各都道府県主務部長 殿

(46都道府県主務部長、茨城県農業共済組合連合会及び全国農業共済組合連合会宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長  
保険監理官

今冬期の大雪による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

今冬期の大雪により全国で農業用ハウス等の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれましては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被害を受けた農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

また、今後もしばらく降積雪期が続くため、特に園芸施設において、さらなる被害が発生することが懸念されます。

つきましては、農業共済組合と連携して、園芸施設共済の未加入者に対して被害が発生する前の加入を改めて働きかけるなど、農業者による災害への備えを促す取組を併せてお願いいたします。